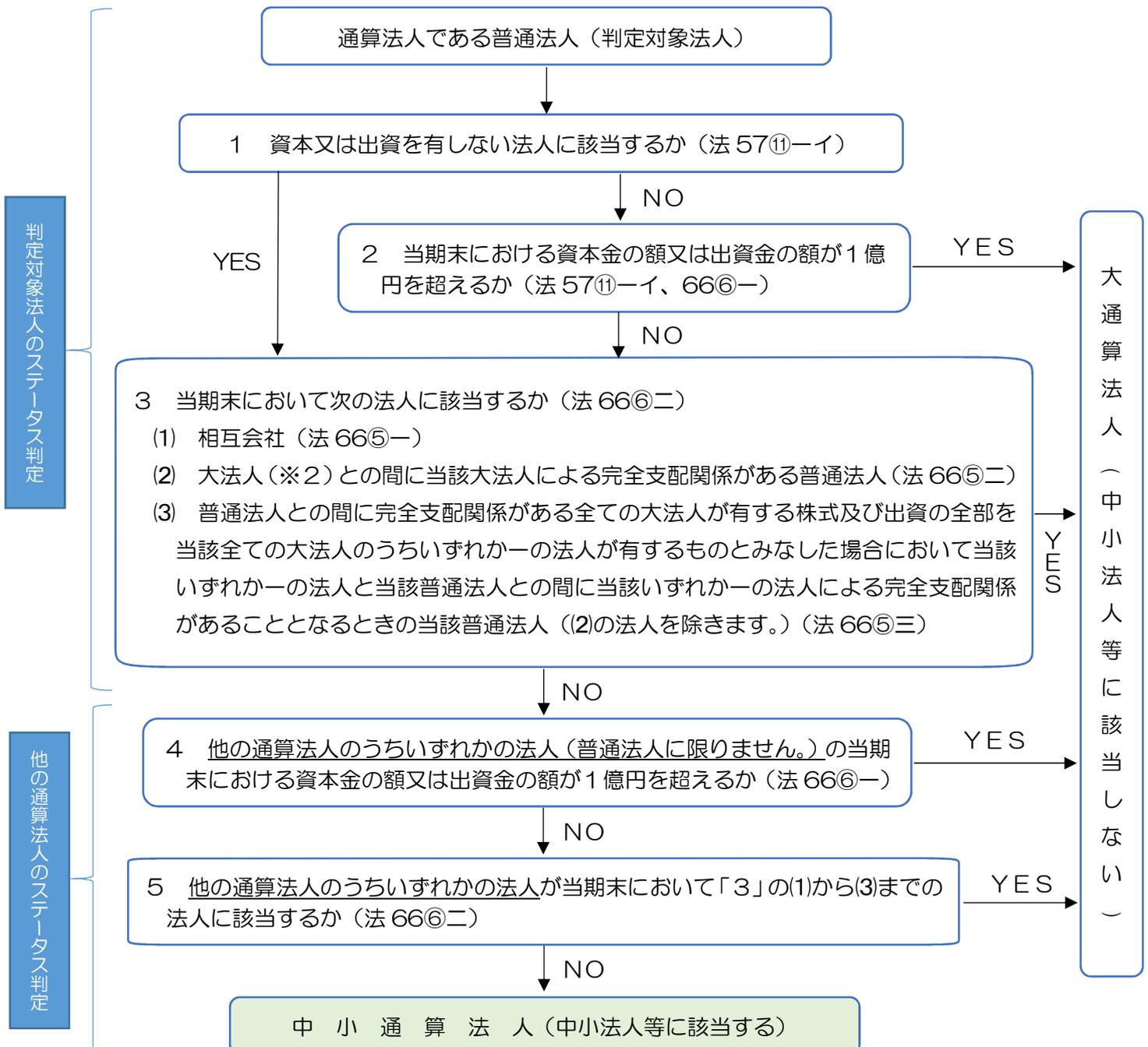


欠損金の繰越しに係る中小通算法人の判定

通算法人である普通法人が法人税法第 66 条第 6 項に規定する中小通算法人である場合には、その通算法人である普通法人は法人税法第 57 条第 11 項第 1 号に規定する中小法人等に該当するため、欠損金の損金算入限度額は各事業年度の所得の金額（所得の金額の 100%相当額）となります（法 57①、⑪一）（※ 1）。通算法人が中小通算法人（中小法人等）に該当するかどうかは、次により判定することができます。



（※ 1）通算法人である協同組合等における欠損金の損金算入限度額は、各事業年度の所得の金額（所得の金額の 100%相当額）となります（法 57⑪一ロ）。

なお、通算法人における欠損金の繰越控除の規定の適用については、欠損金の通算（法 64 の 7）により算出される損金算入限度超過額を踏まえた損金算入額となります（法 64 の 7 ①三）。

(※2) 大法人とは、次のイ～ハの法人をいいます。

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 相互会社（外国相互会社を含みます。）

ハ 受託法人

(※3) 判定対象法人である通算法人が中小通算法人に該当するかどうかの判定は、その通算法人及び他の通算法人の判定事業年度（その通算法人が欠損金の繰越控除の規定の適用を受けようとする事業年度をいいます。）終了の時の現況により判定します。通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における判定についても同様です。

(※4) 判定対象法人である通算法人又は他の通算法人のうち、いずれかの法人が受託法人に該当する場合には、その通算法人は大通算法人となります（法66⑥二）。

(※5) 適用除外事業者の判定は必要ありません。